# 肝付町営農活動推進団体設置支援事業実施要領

令和元年6月26日制定 肝付町担い手育成総合支援協議会

#### 第1 目的

肝付町における農業の営農状況は、高齢化が高いうえに、農業後継者が少ないことが現状である。今後5年~10年後は農業を離農・縮小する農家が多くを占めており、このままでは耕作放棄地が増加することが予想される。

このような現状で、国の事業である「人・農地問題解決加速化支援事業」を活用し、地域で取り組めることを話し合って解決していくこととし、その地域の実情に応じた地域営農の仕組みを確立することが必要となっている。

基本的に大字を単位とした取り組みを重点的に行っていき、その中で「営農活動推進団体」を設置することで、地域の実情に応じた組織活動を育成し、また持続的又は安定的な体制が構築され、地域農業の維持や発展につなげることを目的とする。

#### 第2 事業実施主体

この事業の実施主体は、人・農地プランの作成地区で、持続的又は安定的な体制が整備されている団体(以下、「営農活動推進団体」という。)とする。

営農活動推進団体とは、次の要件すべてを満たしている団体をいう。

- 1 団体に関しての規約を制定している。
- 2 構成員が5名以上で、代表者及び役員を選出している。
- 3 団体名義の通帳により運営している。

### 第3 事業の内容

地域の実情に応じた営農や組織活動を行い、地域農業の維持や発展につなげることを目的として取り組む事を条件とし、「営農活動推進団体」に対して、その活動費の助成をする。

ただし、他補助事業などにより助成を受けている活動については対象外とする。

- 1 活動費の助成については、次の活動とする。
- (1) 農地を集積するための「農地集積活動」
- (2) 新規作物を導入するための「試験栽培活動」
- (3) 耕作放棄地を解消するなどの「耕作放棄地解消活動」
- (4) 新規就農者や農業後継者を育成するための「担い手確保活動」
- (5) 農作業の受託作業を行う「農作業受託活動」
- (6) 営農活動などの研修会を計画するための「研修活動」
- (7) その他、地域農業の振興に必要な活動「その他活動」

#### 2 事業計画

営農活動推進団体は、会長が別に定めるところにより事業計画を会長に提出し、承認を受けなければならない。

3 事業計画の変更

営農活動推進団体は、事業計画について変更を行う場合は2に掲げる手続きに準じて行うものとする。

### 4 事業実績報告

- (1) 営農活動推進団体は、事業実績報告を事業実施年度の3月末日までに会長に提出しなければならない。
- (2) 交付後3年間はその活動内容を当協議会へ報告するものとする。

### 第4 実施期間

令和元年度から令和3年度までの3年間とする。

# 第5 補助金の交付

第3の(1)から(7)については、肝付町の予算の範囲内において別表により定額の補助金を交付する。

申請方法等については、肝付町補助金等交付要綱による。

# 第6 その他

この要領に定めるものの他、本事業に必要な事項は会長が別に定める。

### 附則

この要領は平成28年6月20日から施行する。

この要領は令和元年6月26日から施行する。

# 別表 (第5の1関係)

活動内容	補助金額
<ul> <li>(1)農地を集積するための「農地集積活動」</li> <li>(2)新規作物を導入するための「試験栽培活動」</li> <li>(3)耕作放棄地を解消するなどの「耕作放棄地解消活動」</li> <li>(4)新規就農者や農業後継者を育成するための「担い手確保活動」</li> <li>(5)農作業の受託作業を行う「農作業受託活動」</li> <li>(6)営農活動などの研修会を計画するための「研修活動」</li> <li>(7)その他、地域農業の振興に必要な活動「その他活動」</li> </ul>	1団体 一律 10万円とする

### 肝付町営農活動推進団体設置支援事業実施要領の運用について

#### 第1 趣旨

肝付町営農活動推進団体設置支援事業実施要領(以下、「実施要領」という。)第6の「会長が別に定める」ものについて、次のとおり定める。

### 第2 営農活動推進団体の選定

会長は、申請のあった団体の中から、地域の実情に応じた組織的な活動や持続的又は安定的な体制が整備されているなど、地域農業の維持や発展への貢献度合い等を審査した上で、営農活動推進団体を決定する。

# 第3 事業の内容

1 助成金の適正な管理

営農活動推進団体は、補助金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する書類を補助金の支払いを完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

なお、次に掲げる証拠書類は提出するものとする。

- (1) 通帳の写し
- (2) 現金出納簿などの帳簿

# 2 補助対象事業費の取り扱い

本事業の補助対象事業費は、次に掲げる経費とする。

共済費・賃金・報償費・旅費・需要費・役務費・委託料・使用料及び賃借料・原材料費・備品購入費・その他実施主体が本事業の推進のために必要な経費

なお、支出した経費については、根拠となる書類(領収書など)を現金出納簿などの帳簿といっしょに保管するものとする。

#### 第4 事業計画

- 1 実施要領第3の2に規定する営農活動推進団体が会長に提出する計画承認申請書の様式 は別記様式第1号とする。
- 2 実施要領第3の2に規定する事業計画書の様式は別記様式第2号とする。
- 3 実施要領第3の3に規定する変更とは、事業内容の活動の変更とする。

#### 第5 事業実績

- 1 実施要領第3の4の(1)に規定する営農活動推進団体が会長に提出する事業実績報告の 様式は別記様式第3号とする。
- 2 実施要領第3の4の(1)に規定する事業実績報告書の様式は別記様式第2号とする。
- 3 実施要領第3の4の(2)に規定する「交付後の3年間はその活動内容を当協議会へ報告」 についての営農活動状況報告書の様式は別記様式第4号とする。